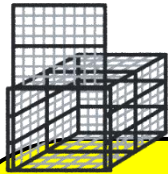


捕獲許可はありますか？

許可なく野生鳥獣を捕まえることは

違法

です！



野生の鳥獣（鳥類及びほ乳類）を捕まえたり、
卵をとったりすることは、法律（※1）によって
原則禁止されています。

飼育はもちろん、生活環境や農業に被害を
引き起こしている場合でも、許可なく野生鳥獣を
捕まえると違法（※2）になることがあります。

※1：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
（通称：鳥獣保護管理法）

※2：罰則：1年以下の懲役または100万円以下の罰金

無許可の捕獲行為による思わぬトラブルが増えています

- 例1 誤って他人の飼い猫が捕まってしまったことに気づかず、餓死させてしまい、飼い主との間で訴訟問題になった
- 例2 捕獲したが、暴れた野生生物に襲われてケガをした
- 例3 捕獲のためにトラバサミを購入したが、法律で規制されており使用できなかった（トラバサミによる捕獲は禁止されています）
- 例4 適切な捕獲方法でなかったため、違法行為として罰則を受けた

市役所または民間駆除業者にご相談のうえ、適切な対応をお願いいたします。